

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月6日
【届出者の名称】	株式会社Jストリーム
【届出者の所在地】	東京都港区芝二丁目5番6号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(5765)7744
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 保住 博史
【代理人の氏名又は名称】	該当事項ありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社Jストリーム (東京都港区芝二丁目5番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の記載において、「法」とは金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)、「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)、「府令」とは発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号、その後の改正を含みます。)のことを示します。

(注2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要な課題として位置づけ、企業価値向上に寄与する投資や、今後の成長戦略展開に向けた内部留保に考慮しつつ、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図ること及び経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすることを目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

かかる状況の下、平成24年7月頃、当社の第二位の主要株主である株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シー コミュニケーションズ（本書提出日現在の保有株式数20,652株、発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.72%（小数点以下第三位を四捨五入）。以下「NTTPCコミュニケーションズ」といいます。）より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。NTTPCコミュニケーションズは当社に対し、通信事業者としてネットワークを提供するとともに販売代理店として顧客の仲介等を行なっております。また、同社より当社取締役一名及び当社監査役一名を兼任しております。

当社は、NTTPCコミュニケーションズからの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成の維持の観点や財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討をいたしました。その結果、当社が同社保有株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な株主構成の維持に繋がるものと判断いたしました。

また、平成24年9月末現在における当社連結ベースの手元流動性（現預金及び預け金）は約17億円であり、本公開買付けの買付資金として約4億円を充当した後も、十分な手元流動性が確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローは安定的に蓄積されるため、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと考えております。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成24年8月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてNTTPCコミュニケーションズに打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、NTTPCコミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。

当社は以上の検討及び協議を経て、平成24年11月5日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同様とします。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、21,000株（発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.97%（小数点以下第三位を四捨五入））を上限として自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社取締役伊藤賢俊は、NTTPCコミュニケーションズの従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、当社監査役森下高志は、NTTPCコミュニケーションズの従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、本公開買付けに関する取締役会の審議には出席せず、決議に対して意見を述べることを差し控えております。NTTPCコミュニケーションズの従業員を兼務している当社取締役一名及び当社監査役一名との今後の人的関係については未定であります。

NTTPCコミュニケーションズは、本書提出日現在、当社の第二位の主要株主であります。本公開買付けにかかる応募がなされた場合、当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。なお、本公開買付け終了後におきましても、当社とNTTPCコミュニケーションズは、今後も通信事業者としてのネットワーク提供を行うとともに、販売代理店として顧客の仲介や継続的な情報交換等を通じて良好な関係を維持する予定です。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、具体的な内容は未定です。

3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1)【発行済株式の総数】

140,287株（平成24年11月6日現在）

(2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

(3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	21,000	364,560,000

(注) 取得する株式総数の発行済株式の総数に占める割合は、14.97%であります。(小数点以下第三位を四捨五入)

(4)【その他()】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

(5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
-	-	-

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成24年11月6日(火曜日)から平成24年12月4日(火曜日)まで(20営業日)
公告日	平成24年11月6日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金17,360円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年11月5日の前営業日(同年11月2日)の当社普通株式の終値24,800円、同年11月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値23,541円(小数点以下を四捨五入)、及び同年11月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値24,108円(小数点以下を四捨五入)を参考にいたしました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考としつつ、当社普通株式の流動性及当社の直近の財務状況等を踏まえて検討することといたしました。</p> <p>当社は、平成24年8月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてNTTPCコミュニケーションズに打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、NTTPCコミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。</p> <p>以上の結果、当社は、本公開買付価格について、平成24年11月2日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値24,800円に対して30.00%のディスカウント率を適用した17,360円とすることを、平成24年11月5日開催の取締役会において決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である17,360円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成24年11月5日の前営業日(同年11月2日)の当社普通株式の終値24,800円から30.00%、同年11月2日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値23,541円(小数点以下を四捨五入)から26.26%(小数点以下第三位を四捨五入)、同年11月2日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値24,108円(小数点以下を四捨五入)から27.99%(小数点以下第三位を四捨五入)、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格である17,360円は、本書提出日の前営業日(平成24年11月5日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値25,500円に対して31.92%(小数点以下第三位を四捨五入)をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>当社は、かねてより、株主の皆様への利益還元を経営の重要な政策として位置づけ、企業価値向上に寄与する投資や、今後の成長戦略展開に向けた内部留保に考慮しつつ、資本効率の向上と株主の皆様への利益還元を図ること及び経営環境に応じた機動的な資本政策を可能とすることを目的として、適宜、市場買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。</p> <p>かかる状況の下、平成24年7月頃、当社の第二位の主要株主であるNTTPCコミュニケーションズ（本書提出日現在の保有株式数20,652株、発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.72%（小数点以下第三位を四捨五入））より、その保有する当社普通株式の全部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。</p> <p>これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の安定的な株主構成の維持の観点や財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討をいたしました。その結果、当社が同社保有株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与するもので、ひいては株主の皆様に対する利益還元につながることを、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致するものであり、当社の安定的な株主構成の維持につながるものと判断いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を最大限尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定水準以上のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>当社は、平成24年8月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として30%程度ディスカウントした価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてNTTPCコミュニケーションズに打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。そして、当社は、NTTPCコミュニケーションズより、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募する旨の内諾を得ております。</p> <p>これを受け、当社の財務状況等及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえつつ、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響等を含めて協議及び検討した結果、平成24年11月5日開催の当社取締役会において、本公開買付け価格は、平成24年11月2日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値24,800円に対して30.00%のディスカウント率を適用した17,360円とすることを決定いたしました。</p>
-------	---

（３）【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	21,000（株）	-（株）	21,000（株）
合計	21,000（株）	-（株）	21,000（株）

（注） 応募株券等の数の合計が買付予定数（21,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（21,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、当社指定の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。なお、既に口座を有している場合であっても、登録情報に変更がある場合などは、新たに本人確認書類が必要な場合がありますのでご注意ください。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

当社指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・・・・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

法人・・・・・・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り、)の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税とみなし配当課税について(個人株主の場合)

(イ) 本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

日本の居住者である個人株主の方につきましては、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分(以下「みなし配当の額」といいます。)についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます(住民税は特別徴収されません。)

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

(ロ) 本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

日本の居住者である個人株主の方につきましては、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が適用されます。

税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	364,560,000
買付手数料(b)	19,000,000
その他(c)	2,000,000
合計(a) + (b) + (c)	385,560,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(21,000株)に、1株当たりの買付価格(17,360円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には、消費税及び地方消費税は含んでいません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額
届出日の前日現在の預金等	普通預金	416,631,611円
	計	416,631,611円

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年12月27日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(イ) 個人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、当社の1株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が、みなし配当の額についてはみなし配当課税が適用されます。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として源泉徴収され、3%を乗じた金額が住民税として特別徴収されます（ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税は特別徴収されません。）。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます（住民税は特別徴収されません。）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7%を乗じた金額が所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20%を乗じた金額が所得税として源泉徴収されます。

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税が適用されます。

(ロ) 法人株主の場合

本公開買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合、法人株主は、みなし配当の額に7%を乗じた金額の所得税が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(4) 【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌営業日から起算して4営業日目（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（21,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方法により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募

株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとし、ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付け期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記の方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付け応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付け応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する

るすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

当社の第二位の主要株主であるNTTPCコミュニケーションズは、当社普通株式20,652株（発行済株式総数（140,287株）に対する割合14.72%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しておりますが、同社からは、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに対して応募する旨の内諾を得ております。

当社は、平成24年11月5日に、東京証券取引所において「平成25年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成25年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

損益の状況

累計期間	平成25年3月期 （第16期第2四半期）
売上高	2,542百万円
売上原価	1,608百万円
販売費及び一般管理費	787百万円
営業外収益	37百万円
営業外費用	4百万円
四半期純利益	125百万円

1株当たりの状況

累計期間	平成25年3月期 （第16期第2四半期）
1株当たり四半期純利益	915.79円
1株当たり配当額	-
1株当たり純資産額	19,774.95円

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	株式会社東京証券取引所 マザーズ市場						
	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月
月別							
最高株価(円)	32,950	29,800	31,000	26,000	25,600	26,060	25,500
最低株価(円)	26,990	26,000	23,100	23,300	21,900	21,410	24,420

(注) 平成24年11月については、平成24年11月5日までのものです。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第14期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日) 平成23年6月30日 関東財務局長に提出
事業年度 第15期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日) 平成24年8月9日 関東財務局長に提出
なお、当社は、平成24年11月8日に、第16期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

【訂正報告書】

該当事項ありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社Jストリーム
(東京都港区芝二丁目5番6号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)